

(屋外の基準)

第 3 2 条の 3 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を屋外において架台で貯蔵する場合には、高さ 6 メートルを超えて危険物を収納した容器を貯蔵してはならない。

2 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第 2 条第 8 号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満	1 メートル以上
その他の場合	指定数量の 5 分の 1 以上 2 分の 1 未満	1 メートル以上
	指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満	2 メートル以上

(2) 液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けること。

(3) 危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には、架台は不燃材料で堅固に造ること。

○火災予防規則

(防火上有効な塀)

第 2 5 条 条例第 32 条の 3 第 2 項第 1 号及び第 34 条第 2 項第 1 号に規定する防火上有効な塀は、高さ 2 メートル以上の不燃材料で造ったものとする。

【解釈及び運用】

本条は、少量危険物を屋外で貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準について規定したものである。

なお、少量危険物貯蔵取扱所が建築物の屋上にある場合については、屋外として取扱い、本条の規定を適用すること。

1 第 1 項

容器を積み重ねる場合は、条例第 32 条の 2 第 1 項第 17 号において 3m（第 4 類の危険物のうち第 3 石油類及び第 4 石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあつては 4m）以下とされているが、容器を架台において貯蔵する場合は、架台上の容器の頂部までの高さを 6m 以下とすることができる。（図 3 2 - 3 - 1、2 参照）

なお、架台は、地震動等により容易に転倒しないよう、堅固な基礎、床面等に固定し、危険物を収納した容器が容易に転倒、落下及び破損しない措置を講じること。

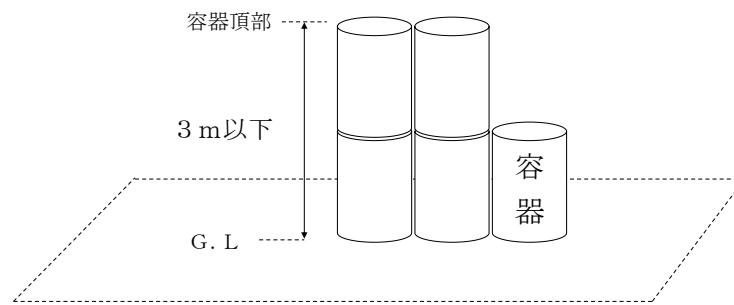


図 3 2 - 3 - 1 架台が無い場合

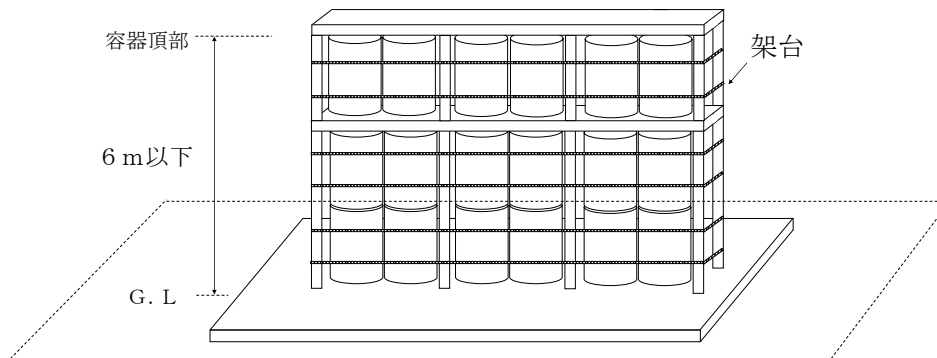


図 3 2 - 3 - 2 架台において貯蔵する場合

2 第 2 項

(1) 第 1 号

ア 「空地」の取扱いについては、次によること。

(ア) 容器において危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の境界には、排水溝、囲い、柵等により、当該貯蔵取扱場所の範囲を明確にすること。

(イ) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクは、当該タンクの側板を起点として必要な幅を保有すること。(図 3 2 - 3 - 3 参照)

なお、危険物を取り扱う設備、装置等（危険物を取り扱う配管その他これに準ずる工作物を除く。）も同様に取り扱うこと。

(ウ) 容器による貯蔵等は、前 (ア) の規定による境界を起点として必要な幅を保有すること。(図 3 2 - 3 - 4 参照)

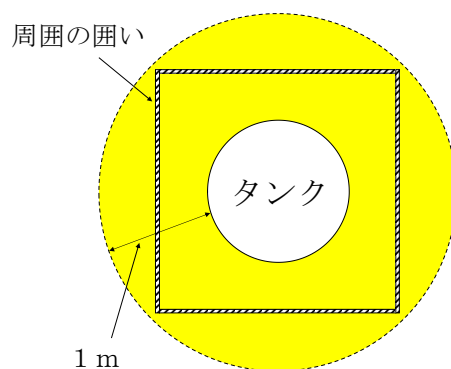


図 3 2 - 3 - 3 タンク等の空地例

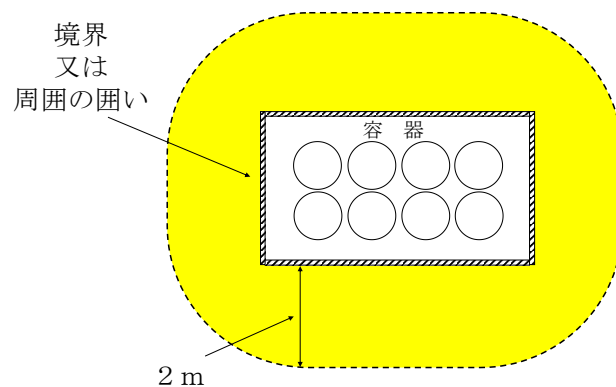


図 3 2 - 3 - 4 容器の空地例

(エ) 空地は、原則として所有者等が所有権、地上権、借地権等を有しているものであること。

(オ) 地盤は平坦（流出防止措置部分を除く。）であり、かつ、軟弱でないこと。

(カ) 空地内には、原則として延焼の媒体となるもの、初期消火活動に支障となるものは設けてはならないこと。

イ 「**防火上有効な塀**」とは、規則第 25 条によるほか、次によること。（図 3 2 - 3 - 5 参照）

(ア) 貯蔵又は取扱いに係る施設の高さが 2m を超える場合には、当該施設の高さ以上とすること。

(イ) 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上とすること。

(ウ) 構造は、風圧力及び地震動により容易に倒壊、破損等しないものとする。

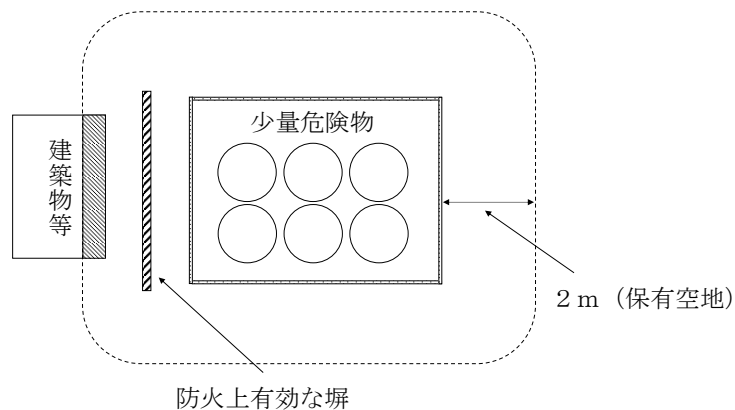


図 3 2 - 3 - 5 塀を設ける場合の例

ウ 「**開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁**」とは、次によること。

(ア) 高さは、地盤面から当該施設が面する高さとする。

(イ) 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上とする。

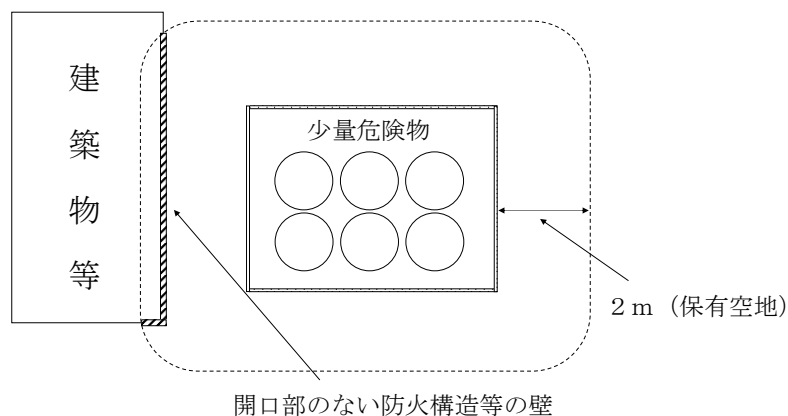


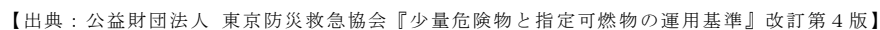
図 3 2 - 3 - 6 防火構造等の壁に面する場合の例

(2) 第 2 号

液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）において、危険物の流出を防止するための規定である。

ア 「**囲い**」とは、高さ 0.15m 以上の不燃性のもので造られた防油堤等を設ける等の措置をいう。

(ア) ためますと油分離装置が別々の場合 (図 3 2-3-7 参照)



3 2 の 3 - 4

(3) 第 3 号

「**架台**」(棚を含む。)の構造等については、次によること。

ア 「**堅固に造る**」とは、架台の自重及び貯蔵する危険物等の重量に対して十分な強度を有し、かつ、地震動等により容易に転倒しない構造であることをいう。

イ 架台は、不燃材料で造るとともに、地震動等により容易に転倒しないよう、堅固な基礎、床面又は壁面等に固定すること。

ウ 架台には、危険物を収納した容器が容易に転倒、落下及び破損しない措置を講じること。